

こ 成 保 第 264 号
令 和 8 年 3 月 31 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 〕 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
(公 印 省 略)

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の一部改正について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等に関する指導監査については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付け内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「通知」という。）において、実施に当たっての基本的な考え方をお示ししているところである。

今般、令和6年度に実施した「保育現場でのDX推進に向けた調査研究事業」において、自治体ごとに監査調書の項目等に差異があることが課題として整理されたこと等を踏まえ、令和7年度に「保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究」を実施し、標準的な監査調書等を作成したところである。

については、通知の一部を別紙のとおり改正し、別添「委託費の経理に係る監査について」を新たに加えることとしたので、十分理解の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

【問い合わせ先】

（監査調書等に係る改正箇所）

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
MAIL：hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp

（その他の改正箇所）

こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室給付第一係
MAIL：kouteikakaku.kyuufu@cfa.go.jp

改正後	改正前
<p>府子本第254号 雇児発0903第6号 平成27年9月3日 [最終改正]こ成保第264号 令和8年3月31日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p><u>こども家庭庁成育局長</u> <u>(公 印 省 略)</u></p> <p>子ども・子育て支援法附則第6条の規定による 私立保育所に対する委託費の経理等について</p> <p>(略)</p> <p>1 委託費の使途範囲 (1)～(3) 略 (4) (1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所で</p>	<p>府子本第254号 雇児発0903第6号 平成27年9月3日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p><u>内閣府 子ども・子育て本部統括官</u> <u>(印 影 印 刷)</u></p> <p><u>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長</u> <u>(印 影 印 刷)</u></p> <p>子ども・子育て支援法附則第6条の規定による 私立保育所に対する委託費の経理等について</p> <p>(略)</p> <p>1 委託費の使途範囲 (1)～(3) (略) (4) (1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所で</p>

改正後	改正前
<p>あって、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、委託費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立資産への積立支出に加え、処遇改善等加算の<u>区分1「基礎分」</u>(以下「改善基礎分」という。)として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等(保育所及び保育所以外の子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)に係る別表2に掲げる経費等に充てることができること。また、別表2の3の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分(当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること)に「保育所施設・設備整備積立資産積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。</p> <p>また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。</p> <p>(5)(4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、改善基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業(子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業及び同法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業により助成</p>	<p>あって、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、委託費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立資産への積立支出に加え、処遇改善等加算の<u>基礎分</u>(以下「改善基礎分」という。)として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等(保育所及び保育所以外の子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)に係る別表2に掲げる経費等に充てることができること。また、別表2の3の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分(当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること)に「保育所施設・設備整備積立資産積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。</p> <p>また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。</p> <p>(5)(4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、改善基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業(子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業及び同法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業により助成</p>

改正後	改正前
<p>を受けた企業主導型保育事業をいう。以下同じ。)に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉法人が運営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。</p> <p>また、当該会計年度において、委託費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額)に相当する額の範囲内(4)の改善基礎分を含み、処遇改善等加算の<u>区分2「賃金改善分」</u>(以下「<u>賃金改善分</u>」という。)を除く。)まで、委託費を同一の設置者が設置する保育所等に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、拠点区分(当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。)を設定している場合には、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定していない場合には、当該支出額について書類により整理すること。</p> <p>① 「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号)に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行って</p>	<p>を受けた企業主導型保育事業をいう。以下同じ。)に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉法人が運営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。</p> <p>また、当該会計年度において、委託費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額)に相当する額の範囲内(4)の改善基礎分を含み、処遇改善等加算の<u>賃金改善要件分</u>(以下「<u>改善要件分</u>」という。)を除く。)まで、委託費を同一の設置者が設置する保育所等に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、拠点区分(当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。)を設定している場合には、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定していない場合には、当該支出額について書類により整理すること。</p> <p>① 「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号)に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行って</p>

改正後	改正前
<p>いる場合は、これらに相当する財務諸表（以下「計算書等」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。</p> <p>② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。</p> <p>ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。</p> <p>イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。</p> <p>③ <u>キャリアパス要件（「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号。以下「処遇改善等加算通知」という。）の第2の1に定める「キャリアパス要件」をいう。）及び賃金改善要件（処遇改善等加算通知の第2の2に定める要件をいう。）のいずれも満たしていること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 <u>賃金改善分等の取扱い</u> <u>賃金改善分</u>については、<u>処遇改善等加算通知</u>において、職員の賃金改善に充てることとされているところであるが、当該通知の<u>第5の3</u>により、複数の施設を運営する事業者が、<u>賃金改善分</u>を同一の事業者内の複数の施設・事業所間で配分する場合には、上記1によらず、当該通知において定めるところによる。</p>	<p>いる場合は、これらに相当する財務諸表（以下「計算書等」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。</p> <p>② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。</p> <p>ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。</p> <p>イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。</p> <p>③ <u>処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む。以下同じ。）のいずれも満たしていること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 <u>賃金改善要件分等の取扱い</u> <u>賃金改善要件分</u>については、「<u>施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱いについて（平成27年3月31日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）</u>」において、職員の賃金改善に充てることとされているところであるが、</p>

改正後	改正前
<p>また、当該通知において、「<u>区分1に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。</u>」とされている点にも留意すること。</p> <p>なお、委託費には保育の質の向上のために消費税率引上げによる増収分が充てられており、また、「<u>保育政策の新たな方向性（令和6年12月20日公表（こども家庭庁））</u>」による保育士確保の取組が進められていること等を踏まえて、各保育所に対して、保育の質の向上及び保育士等の賃金改善に積極的に取り組むよう要請すること。</p> <p>3、4 （略）</p> <p>5 委託費の経理に係る指導監督</p> <p>委託費の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。<u>なお、私立保育所に対する委託費の経理等に係る監査については、本通知等に基づいて、「標準監査項目」を整理し、「監査調書」及び「自己点検票」を作成したため、別添「委託費の経理に係る監査について」を参照し、当該調書に準拠した監査を行うこと。</u></p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>6～8 （略）</p>	<p>当該通知の<u>2の(1)の(ク)</u>により、複数の施設を運営する事業者が、<u>賃金改善要件分</u>を同一の事業者内の複数の施設・事業所間で配分する場合には、上記1によらず、当該通知において定めるところによる。</p> <p>また、当該通知において、「<u>職員1人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。</u>」とされている点にも留意すること。</p> <p>なお、委託費には保育の質の向上のために消費税率引上げによる増収分が充てられており、また、「<u>保育士確保プラン（平成27年1月14日公表（厚生労働省））</u>」による保育士確保の取組が進められていること等を踏まえて、各保育所に対して、保育の質の向上及び保育士等の賃金改善に積極的に取り組むよう要請すること。</p> <p>3、4 （略）</p> <p>5 委託費の経理に係る指導監督</p> <p>委託費の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>6～8 （略）</p>

改正後	改正前
<p>別表 1</p> <p>1 「延長保育事業の実施について」(<u>令和 6 年 4 月 1 日こ成保第 225 号</u>)に定める延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの</p> <p>2 「一時預かり事業の実施について」(<u>令和 6 年 3 月 30 日 5 文科初第 2592 号、こ成保第 191 号</u>)に定める一時預かり事業 ただし、当分の間は平成 21 年 6 月 3 日雇児発第 0603002 号本職通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること</p> <p>3 乳児を 3 人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ</p> <p>4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」(<u>令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 113 号</u>)に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p> <p>5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭和 39 年法律第 134 号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)の受入れ</p> <p>6 「<u>多様な保育促進事業の実施について</u>」(<u>令和 6 年 3 月 30 日こ成保第 179 号</u>)に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p> <p>7 休日保育加算の対象施設</p>	<p>別表 1</p> <p>1 「延長保育事業の実施について」(<u>平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>)に定める延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの</p> <p>2 「一時預かり事業の実施について」(<u>平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇児発 0717 第 11 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>)に定める一時預かり事業 ただし、当分の間は平成 21 年 6 月 3 日雇児発第 0603002 号本職通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること</p> <p>3 乳児を 3 人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ</p> <p>4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」(<u>平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>)に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p> <p>5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭和 39 年法律第 134 号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)の受入れ</p> <p>6 「<u>家庭支援推進保育事業の実施について</u>」(<u>平成 25 年 5 月 16 日雇児発 0516 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>)に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p> <p>7 休日保育加算の対象施設</p>

改正後	改正前
<p>8 「病児保育事業の実施について」(<u>令和6年3月30日こ成保第180号</u>) に定める病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p>	<p>8 「病児保育事業の実施について」(<u>平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>)に定める病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p>
<p>9 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に定める乳児等通園支援事業</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>別表2～別表5 (略)</p>	<p>別表2～別表5 (略)</p>
<p>別表6 <u>令和</u> 年度収支計算分析表 (表略)</p>	<p>別表6 <u>平成</u> 年度収支計算分析表 (表略)</p>
<p><u>別添 委託費の経理に係る監査について</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第1 委託費の経理に係る指導監督の監査項目の設定(標準化)</u></p>	
<p><u>1 委託費の経理に係る指導監督の監査項目の設定(標準化)の背景</u> <u>委託費の経理に係る指導監督については、自治体が独自に監査項目を策定し監査が行われてきた。今般、複数自治体で保育所を運営している事業者において監査に関する対応が煩雑であること、自治体の監査項目策定に係る事務負担が発生していること等を踏まえ、国として、関連法令等に基づき、新たに標準的な指導監査項目を設定し、監査調書及び自己点検票を作成した。</u></p>	
<p><u>当該監査調書及び自己点検票のうち、委託費の経理に係る指導監督に係るものについては、こども家庭庁HP(URL:https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/kansa)に掲載しており、本別添において当該監査調書及び自己点検票に関する基本的事項を記載しているため、適宜活用すること。</u></p>	
<p><u>また、当該標準的な指導監査項目等を設定したことに伴い、令和8年度において保育業務施設管理プラットフォームを改修し、監査調書等の入力機能を実装する予定である。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>2 監査業務の標準化の考え方</u></p> <p><u>委託費の経理に係る指導監督は、自治事務であり、法令に基づき、自治体の判断で実施している事務であるため、今般、国として標準的な監査調書及び自己点検票を示すこととなるが、従前の通知と同様、技術的助言の位置付けとなり、必ずしもこれらの監査調書及び自己点検票の項目を全て順守しなければならない趣旨ではない。一方で、これらは複数自治体にまたがって事業を行う保育所にとって、自治体間での差分の解消による事務負担軽減に資するものであり、また、保育業務施設管理プラットフォームにおいて令和9年度以降に実装することを前提としてお示しするものである。</u></p> <p><u>国として示す標準的な監査調書一覧の取扱いについては、自治体ごとに国の定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）を参酌等して制定された条例や、その他適用される条例も異なるため、柔軟に対応していただく必要がある。</u></p> <p><u>第2 監査調書及び自己点検票</u></p> <p><u>1 各標準様式の定義</u></p> <p><u>標準様式として、監査調書及び自己点検票を作成した。それぞれの様式の詳細は以下のとおりである。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ア 監査調書 標準的な監査事項として、自治体による「監査評価項目」及び保育所による「自己点検項目」・「事前提出情報」・「事前提出書類」について、その「評価区分」や「根拠法令」等を整理した一覧である。</p> <p>イ 自己点検票 保育所が、自治体による監査実施前に、自己点検を行うための標準様式である。監査調書一覧に基づき整理した。</p> </div> <p><u>2 監査調書における評価項目について</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>監査調書における評価項目については、通知等（子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日付け内閣府 子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）等をいう。以下同じ。）との整合性を踏まえ、標準的な監査項目として必要と考えられる項目を精査したものである。</u></p> <p><u>3 列の定義</u> <u>監査調書一覧における、各列の定義は以下のとおりである。</u></p> <p><u>ア 番号</u> <u>通し番号にて採番。</u></p> <p><u>イ 大分類/中分類/分類</u> <u>「監査評価項目・自己点検項目」の分類。</u></p> <p><u>ウ 基本的な考え方（根拠条文）</u> <u>根拠法令等の条文。</u> <u>※ 「監査評価項目・自己点検項目」に回答する際に、参考として参照することを想定。</u></p> <p><u>エ 監査評価項目・自己点検項目</u> <u>根拠法令等に基づいて、自治体及び保育施設等が、通知等への適否を確認するための項目。</u> <u>※ 自治体による「監査評価項目」、及び、保育所による「自己点検項目」は同じ項目内容にて確認すること。</u></p> <p><u>オ 監査評価項目・自己点検項目の定義</u> <u>「監査評価項目・自己点検項目」に対して、確認結果を登録する際の選択肢。</u> <u>※ いずれも「選択制（適／否／対象外）」とし、「対象外」を選択する際は、その理由を備考欄に記入する形を想定している。</u></p> <p><u>カ 評価対象となる施設</u> <u>「監査評価項目・自己点検項目」の評価・回答対象の施設類型。</u></p> <p><u>キ 評価区分</u> <u>「監査評価項目・自己点検項目」の評価区分。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ク 経過措置</u> <u>当該項目について経過措置が設けられている場合、その経過措置の内容。</u></p> <p><u>ケ 着眼点</u> <u>指導監査を行うに当たって、確認すべき書類や確認すべき観点。</u></p> <p><u>コ 事前提出書類</u> <u>自己点検票と併せて、保育所へ事前に提出を求める書類。</u></p> <p><u>サ 事前提出情報</u> <u>設備基準における設備面積や児童の数等、判定基準に計算ロジックが含まれるものについて、自己点検票と併せて、事前に提出（入力）を求める情報。</u></p> <p><u>シ 根拠法令等</u> <u>根拠となる法令及びその条項。</u></p> <p><u>ス 関連法令・告示・通知等</u> <u>根拠法令の他に、関連する法令・通知。</u></p> <p><u>セ 毎年の確認を任意とする項目</u> <u>「直近の監査において指摘があった場合」又は「図面の変更有と回答があった場合」を除き、毎年の確認を任意とする項目。</u> <u>※ 該当項目の列を「●」とする。</u></p> <p><u>ソ 参考項目</u> <u>通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目。</u> <u>※ 該当項目の列を「●」とする。</u></p> <p><u>タ 確認指導監査/施設監査との重複</u> <u>確認指導監査及び施設監査において、「監査評価項目・自己点検項目」が重複する項目。</u> <u>※ 該当項目の列を「●」とする。</u></p>	
<p><u>4 評価区分の定義</u> <u>監査調書一覧の「評価区分」列の定義は以下のとおりである。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ア 文書指摘事項</u> <u>設備運営基準等及び通知等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」とし、保育所からの改善報告書の提出を要するものとする。</u></p> <p><u>イ 口頭指摘事項</u> <u>違反について改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合は、自治体の判断で「文書指摘事項」から「口頭指摘事項」に変更できるものとする。</u> <u>※以下の場合に該当する場合等が該当。</u> <u>(ア) 軽微な違反の観点</u> <u>単発的な事務処理のミス等で、修正が容易又は指摘時点での修正対応が可能な場合。</u> <u>(イ) 経過措置等の観点</u> <u>施設の開設初年度等で初めての監査であり、実際の運営や安全に大きな支障がない、かつ、再発リスクが低い場合又は設備運営基準・運営基準等の関係法令及び通知等の改正に伴い、経過措置を適用する場合。</u></p> <p><u>ウ 助言指導事項</u> <u>法令等の努力義務規定違反、「口頭指摘事項」に至らない軽微な指摘及び水準向上のための助言は、「助言指導事項」とする。</u></p>	
<p><u>5 自己点検票について</u> <u>自己点検票については、監査調書一覧に基づき、監査の種別及び施設の類型ごとに作成した。自己点検票における自己点検項目の各部分の詳細は以下のとおりである。なお、回答欄で「対象外」を選択した場合は、その理由を備考欄に記入する運用を想定している。</u></p>	

改正後	改正前
<p>ア <u>施設基本情報部分</u> <u>施設の名称等の基本情報を記載。</u></p> <p>イ <u>自己点検・事前提出書類・事前提出情報部分</u> <u>自己点検部分では、保育施設等が「適・否」を自己点検する。毎年</u> <u>の監査の際に、保育施設等に記載を求めることを想定している。</u> <u>事前提出書類部分は、事前提出書類の提出を管理するチェックリ</u> <u>ストである。</u> <u>事前提出情報部分は、監査で用いるため、施設の基本情報等を記載</u> <u>していただくことを想定している。</u></p> <p>ウ <u>公定価格部分</u> <u>公定価格部分では、自己点検部分と同様に、公定価格確認事項に対</u> <u>して保育施設等が「適・否」を自己点検する。</u></p>	
<p><u>第3 各標準様式の活用例</u></p> <p><u>標準的な監査調書一覧及び自己点検票について、各自治体において活</u> <u>用いただく方法としては以下が考えられる。</u></p> <p><u>(1) 監査調書一覧の確認・実施計画の策定</u> <u>標準的な監査調書一覧を確認し、監査実施計画を策定する。なお、</u> <u>必要に応じて、条例の追記や独自項目等の追加・更新を行う。</u></p> <p><u>(2) 自己点検票作成</u> <u>保育所の職員に対し、自己点検票の作成を依頼する。</u></p> <p><u>(3) 自己点検票確認・実地監査項目の検討</u> <u>保育所において記入された自己点検票を確認し、監査調書一覧を用</u> <u>いて、監査の際に確認すべき項目を整理する。その際、実地監査で確</u> <u>認を行う項目は、自己点検結果及び前年度の監査の結果等を考慮し、</u> <u>適切に判断いただくこと。なお、監査調書一覧にて、「毎年の確認を任</u> <u>意とする項目」を設定しているため、そちらも参考にすること。</u></p> <p><u>(4) 実地監査</u> <u>監査調書一覧の着眼点等を基に、各監査評価項目に対して「適」・</u> <u>「否」の判断を行う。</u></p>	